

令和元年第4回東浦町議会臨時会議案

令和元年8月22日提出

目 次

報告第4号 工事請負契約の変更について（小中学校空調設備設置工事（その1））	1
報告第5号 工事請負契約の変更について（小中学校空調設備設置工事（その2））	3
報告第6号 工事請負契約の変更について（小中学校空調設備設置工事（その3））	5
報告第7号 工事請負契約の変更について（小中学校空調設備設置工事（その4））	7
報告第8号 工事請負契約の変更について（小中学校空調設備設置工事（その5））	9
議案第35号 損害賠償の額の決定及び和解について・・・・・・・・・・・・・・・・	11

報告第4号

工事請負契約の変更について（小中学校空調設備設置工事（その1））

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和元年8月22日提出

東浦町長 神谷明彦

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和元年 8 月 2 日

東浦町長 神 谷 明 彦

工事請負契約の変更について（小中学校空調設備設置工事（その 1））
下記のとおり工事請負契約を変更するものとする。

記

- | | | |
|---|--------|--|
| 1 | 工 事 名 | 小中学校空調設備設置工事（その 1） |
| 2 | 路線等の名称 | 東浦町立生路小学校及び森岡小学校 |
| 3 | 工事場所 | 知多郡東浦町地内 |
| 4 | 契約金額 | 変更前 60,577,200 円
変更後 65,502,000 円
(4,924,800 円の増額) |
| 5 | 契約の相手方 | 刈谷市野田町馬池 3 番地 18
中央プランテック株式会社
代表取締役 水野 泰一 |

6 変 更 理 由

保温化粧ケースの材質の変更等が必要となったため、工事請負契約の変更をするものである。

報告第5号

工事請負契約の変更について（小中学校空調設備設置工事（その2））

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和元年8月22日提出

東浦町長 神谷明彦

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和元年 8 月 2 日

東浦町長 神 谷 明 彦

工事請負契約の変更について（小中学校空調設備設置工事（その 2））
下記のとおり工事請負契約を変更するものとする。

記

- | | | |
|---|--------|---|
| 1 | 工 事 名 | 小中学校空調設備設置工事（その 2） |
| 2 | 路線等の名称 | 東浦町立片葩小学校及び石浜西小学校 |
| 3 | 工事場所 | 知多郡東浦町地内 |
| 4 | 契約金額 | 変更前 59,724,000 円
変更後 59,821,200 円
(97,200 円の増額) |
| 5 | 契約の相手方 | 刈谷市大正町 5 丁目 315 番地
株式会社三栄空調
代表取締役 杉浦 正幸 |

6 変 更 理 由

保温化粧ケースの材質の変更等が必要となったため、工事請負契約の変更をするものである。

報告第6号

工事請負契約の変更について（小中学校空調設備設置工事（その3））

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和元年8月22日提出

東浦町長 神谷明彦

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和元年 8 月 2 日

東浦町長 神 谷 明 彦

工事請負契約の変更について（小中学校空調設備設置工事（その 3））
下記のとおり工事請負契約を変更するものとする。

記

- 1 工 事 名 小中学校空調設備設置工事（その 3）
- 2 路線等の名称 東浦町立緒川小学校及び北部中学校
- 3 工事場所 知多郡東浦町地内
- 4 契約金額 変更前 96,066,000 円
変更後 99,489,600 円
(3,423,600 円の増額)
- 5 契約の相手方 知多郡東浦町大字藤江字上之山 122 番地の 2
株式会社竹内組
代表取締役 竹内 和男
- 6 変 更 理 由
保温化粧ケースの材質の変更等が必要となったため、工事請負契約の変更をするものである。

報告第7号

工事請負契約の変更について（小中学校空調設備設置工事（その4））

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和元年8月22日提出

東浦町長 神谷 明彦

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和元年 8 月 2 日

東浦町長 神 谷 明 彦

工事請負契約の変更について（小中学校空調設備設置工事（その 4））
下記のとおり工事請負契約を変更するものとする。

記

- 1 工 事 名 小中学校空調設備設置工事（その 4）
- 2 路線等の名称 東浦町立卯ノ里小学校及び西部中学校
- 3 工 事 場 所 知多郡東浦町地内
- 4 契 約 金 額 変更前 115,560,000 円
変更後 116,780,400 円
(1,220,400 円の増額)
- 5 契約の相手方 知多郡東浦町大字藤江字柳牛 28 番地の 1
東浦土建株式会社
代表取締役 長坂 勝之
- 6 変 更 理 由
保温化粧ケースの材質の変更等が必要となったため、工事請負契約の変更をするものである。

報告第 8 号

工事請負契約の変更について（小中学校空調設備設置工事（その 5））

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和元年 8 月 22 日提出

東浦町長 神 谷 明 彦

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和元年 8 月 2 日

東浦町長 神 谷 明 彦

工事請負契約の変更について（小中学校空調設備設置工事（その 5））
下記のとおり工事請負契約を変更するものとする。

記

- 1 工 事 名 小中学校空調設備設置工事（その 5）
- 2 路線等の名称 東浦町立藤江小学校及び東浦中学校
- 3 工事場所 知多郡東浦町地内
- 4 契約金額 変更前 85,147,200 円
変更後 87,004,800 円
(1,857,600 円の増額)
- 5 契約の相手方 東海市東海町 5 丁目 3 番地
三和テクノ株式会社 東海事業所
取締役所長 江崎 弘治
- 6 変 更 理 由
保温化粧ケースの材質の変更等が必要となったため、工事請負契約の変更をするものである。

議案第 35 号

損害賠償の額の決定及び和解について

東浦町体育館の樹木の管理瑕疵による物損事故について、次のとおり損害賠償の額を決定し、及び和解するものとする。

令和元年 8 月 22 日提出

東浦町長 神 谷 明 彦

1 事故の概要

令和元年 5 月 29 日（水）午後 2 時 35 分頃、東浦町体育館駐車場において、強風にあおられた樹木の老朽化した枝が、駐車してあった相手方の車両に落下し、当該車両のフロントガラス等が破損した。

2 損害賠償の額

520,193 円

	東浦町	相手方
損 害 額	0 円	520,193 円
過 失 割 合	100%	0 %
賠 償 額	520,193 円	0 円

3 和解の内容

町は相手方に対して、520,193 円を支払うこととする。

提案理由

損害賠償の額を決定し、及び和解するため提案するものである。